

**令和8年度消費生活相談員対応強化研修業務委託に係る  
企画提案競技（プロポーザル）実施要領**

**1 趣 旨**

令和8年度消費生活相談員対応強化研修業務委託契約に係る企画提案競技（プロポーザル）を実施するため、必要な事項を定める。

**2 提案競技に付する事項**

- (1) 委託業務の名称  
令和8年度消費生活相談員対応強化研修業務委託
- (2) 委託業務の内容  
消費生活相談員等を対象とした研修会の実施に係る業務  
(詳細は別添仕様書のとおり)
- (3) 委託契約期間  
契約日から令和9年3月19日（金）まで
- (4) 委託契約額の上限  
1,910,000円（税込）

**3 契約の相手方の選定方法**

公募により提案された事業案を選考基準に基づき審査し、その結果、最も優れた提案を行った者を選定する。

**4 公募に関する事項**

- (1) 応募資格  
次の要件をすべて満たしていること。
  - ・消費者問題に関する研修・講習の実績を有していること。
  - ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
  - ・埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
  - ・埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97-1号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
  - ・企業区分が中小企業であること。また、所在地区分は管轄内・準管轄内・管轄外のいずれかに該当すること。
- (2) 公募期間  
令和8年6月1日（月）～令和8年6月19日（金）
- (3) 公募実施に関する周知の方法  
県ホームページ「物品・委託等」への掲載により周知する。

**5 質問の受付及び回答**

- (1) 質問受付期間  
令和8年6月1日（月）～令和8年6月5日（金）12時まで
- (2) 提出方法  
質問内容を様式6「質問書」に記載し、「10 応募・問合せ先」宛てに電子メールにて提出すること。
- (2) 質問の回答  
質問者の法人名等を伏せた上で、令和8年6月9日（火）までに掲載する。  
なお、電話による質問には、軽易なものを除き応じない。

**6 企画提案に係る提出書類**

- (1) 研修計画（仕様書別紙の研修計画を参考に作成）【様式1-1】  
※ 仕様書別紙の研修計画に示された研修テーマ、回数、開催期間等は参考であり、

企画提案競技の内容の要件を示したものではない。

- (2) 研修計画に関する説明書【様式1-2】
- (3) 研修の運営に関する提案書【様式2】
- (4) 消費者問題に関する研修・講習の実績【様式3】
- (5) 費用計算書【様式4】
- (6) 業務委託企画提案競技に係る法人等の概要書面【様式5】
- (7) その他参考となる資料（任意）

## 7 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書提出期限  
令和8年6月19日（金）
- (2) 提出方法及び提出先  
企画提案書一式を令和8年6月19日（金）までに、「10 応募・問合せ先」宛てに電子メールにて提出すること。  
また、電子メール送信後、提出した旨を電話で連絡すること。

## 8 審査に関する事項

- (1) 審査・選考方法  
別紙「選考基準」に基づき、本提案競技の契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査・選考を行う。  
なお、選定委員会は必要に応じ、企画提案者に説明を求めることができる。
- (2) 審査期間  
令和8年6月下旬まで
- (3) 審査結果通知（予定）  
令和8年7月3日（金）

## 9 その他

- (1) 企画提案書の提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案競技に係る提出書類は返却しない。
- (3) 採用された提案は、埼玉県と提案者の協議により内容を一部修正することができる。
- (4) 企画提案書を提出した者が1者の場合は選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の契約先として適当であると認めた場合に、契約先候補者として選定する。
- (5) 委託契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容に沿って、契約内容について協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。
- (6) この要領に定める事項以外については、選定委員会で決定する。
- (7) 本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。
  - ア 実施部局名、課所名、契約件名及び選定方法
  - イ 参加した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）
  - ウ 審査基準に係る審査項目
  - エ 全事業者の得点又は契約先候補者の選定順位に係る評価数値

## 10 応募・問合せ先

埼玉県県民生活部消費生活課 総務・企画調整担当

電話：048-830-2941

e-mail：a2930-02@pref.saitama.lg.jp